

市営住宅内環境整備(剪定)仕様書及び箇所(明和住宅)

- ※1 ③の剪定場所は、擁壁約2.0m上の法面であるため、作業者の安全に努めること。
- ※2 本委託場所は住宅である為、住民の安全及び環境にも配慮し、施工を行うこと。
- ※3 剪定に必要な高所作業車等は、本委託に含む。
- ※4 剪定した枝葉類の運搬・処分は、本委託に含む。
- ※5 剪定後における周辺の清掃も本委託に含む。
- ※6 風などの影響で問題があると思われる植樹には、補強などの対策も本委託に含む。
- ※7 その他、疑義が生じた場合には、担当職員と協議の上、決定するものである。

※8 状況に応じて行うものとする。

